

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和5年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	152,479,889
近江八幡市	89,791,265
草津市	208,668,287
守山市	131,657,129
栗東市	116,893,903
甲賀市	102,791,717
野洲市	78,223,065
湖南市	64,781,918
東近江市	113,148,010
日野町	23,577,092
竜王町	19,721,027
計	1,101,733,302

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	139,101,862

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	209,591,994
長浜市	212,486,441
東近江市	16,628,880
米原市	48,524,548
愛荘町	43,813,978
豊郷町	13,393,910
甲良町	10,102,187
多賀町	12,996,634
計	567,538,572

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	3,960,205
栗東市	2,039,795
計	6,000,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	97,699,942

4処理区合計 1,912,073,678 円

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和5年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	358,685,690	△ 67,103,939	291,581,751
彦根市	285,807,918	△ 76,215,924	209,591,994
長浜市	289,754,900	△ 77,268,459	212,486,441
近江八幡市	85,047,776	4,743,489	89,791,265
草津市	197,644,772	11,023,515	208,668,287
守山市	126,831,659	8,785,675	135,617,334
栗東市	111,088,934	7,844,764	118,933,698
甲賀市	97,361,443	5,430,274	102,791,717
野洲市	74,090,701	4,132,364	78,223,065
湖南市	61,359,622	3,422,296	64,781,918
高島市	156,910,000	△ 59,210,058	97,699,942
東近江市	129,846,432	△ 69,542	129,776,890
米原市	66,169,988	△ 17,645,440	48,524,548
日野町	22,331,564	1,245,528	23,577,092
竜王町	18,679,205	1,041,822	19,721,027
愛荘町	59,746,470	△ 15,932,492	43,813,978
豊郷町	18,264,464	△ 4,870,554	13,393,910
甲良町	13,775,740	△ 3,673,553	10,102,187
多賀町	17,722,722	△ 4,726,088	12,996,634
計	2,191,120,000	△ 279,046,322	1,912,073,678
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。			